

個室ビデオ店等に関する横浜市建築基準条例の 改正について

26名の死傷者を出した大阪市の個室ビデオ店の火災等を踏まえて、個室ビデオ店等の避難安全の向上を目的として横浜市建築基準条例の改正を予定しております。

1 見直しの背景と目的

- 平成19年 1月 /兵庫県宝塚市のカラオケボックスの火災（死者3名 負傷者5名）
- 平成20年10月 /大阪市の個室ビデオ店の火災（死者16名 負傷者10名）



- 平成20年10月 /市内の個室ビデオ店等に対する立入調査の実施

[※個室ビデオ店等の避難安全上の課題]

- 廊下が狭く、個室からの避難経路が複雑な施設形態をもつため、利用客の避難に支障がある。

- 平成22年 4月 /日本建築行政会議から個室ビデオ店等に関する検討結果報告



横浜市建築基準条例を改正して、避難安全に関する事項を追加

2 改正案の内容

(1) 基本的な考え方

個室ビデオ店等を建築基準法の「遊技場」に位置づけ、技術基準の強化や諸手続きの義務化などを行っていきます。

(2) 対象となる建築行為

新築、増築、用途変更等

(3) 対象建築物

次のア～エに該当する用途で、個室（専ら遊興の用に供し、周囲を壁、天井、戸等で区画された小規模なもの）を有するもの

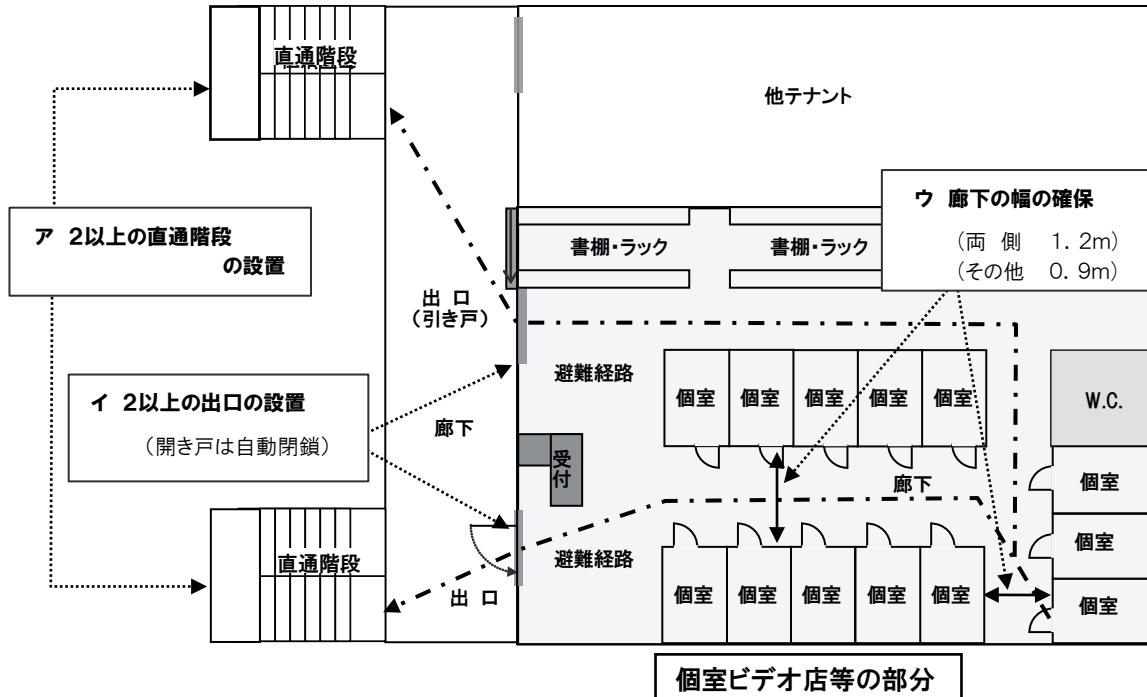
ア 個室ビデオ店	(19施設)
イ カラオケボックス	(133施設)
ウ インターネットカフェ・漫画喫茶	(56施設)
エ テレフォンクラブ	(3施設)

「個室」を有するものに限ります。

※ () 内は、平成23年3月時点で市内に存在する施設数

(4) 建築基準条例による制限の内容

条例対象規模：個室ビデオ店等の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの



ア 2以上の直通階段の設置

原則として、個室を有する階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けること

イ 2以上の出口の設置

- ・店舗の出口は、廊下又は屋外等に面して2箇所以上設置すること
- ・店舗の出口の戸は、引き戸又は開放した場合に自動的に閉鎖する外開きの戸とすること

ウ 廊下の幅の確保

一定規模以上のものについては、両側に個室がある廊下の幅は1.2m以上とすること
その他の場合は0.9m以上とすること

(5) 罰則の適用

本改正事項に違反した場合、50万円以下の罰金とする規定を追加

3 条例改正にともなう建築基準法の適用など

- ア 排煙、非常用照明、内装制限の建築基準法令の諸規定が適用
- イ 個室ビデオ店等へ用途変更する場合に確認申請手続きが必要
- ウ 建物を適切に維持管理してもらうために定期報告の対象に追加
(横浜市建築基準法施行細則の改正を予定)

4 今後の進め方 (予定)

平成24年度中 改正条例の施行予定